

北海道水防計画の修正の概要について

1 水防計画について

「北海道水防計画」は、水防法第7条の規定に基づき、水防事務の調整及び円滑な実施のため、北海道が定めるもので、水防上必要な監視や警戒、通信及び連絡、輸送及びダム等操作、水防団や消防機関等の活動、水防管理団体相互の協力及び応援、水防に必要な資機材等の整備・運用について規定

2 修正の趣旨

水防法の一部改正（令和3年7月15日）等に伴い所要の修正を行う。

3 修正の概要

(1) 洪水浸水想定区域の指定に係る対象河川の拡大

>>> 円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置対象を拡大

【第16章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置】
(第1節)

浸水想定区域指定対象河川拡大に伴い、避難対策等の実施対象区域に係る「洪水予報河川及び水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸」の記載を削除。

(2) 要配慮者施設の利用者に係る避難確保措置の見直し

>>> 要配慮者施設に対して市町村が行うことができる措置に関する事項を追加

【第16章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置】
(第1節、第2節)

要配慮者施設に対する避難確保計画作成の指示、指示に従わなかった場合における公表する権限を追加。

要配慮者施設が実施した訓練結果に関して、助言又は勧告する権限を追加。

(3) 避難情報の変更

>>> 市町村が発令する避難情報に関する事項を修正

【第4章 予報及び警報】
(第2節ほか)

災害対策基本法の改正に伴い、避難情報の発令区分が変更となったことから、計画内の避難情報及び発令基準等について修正。